日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



東京都

発 行

次

目

# ○都道の区域変更………(建設局道路管理部路政課)…

示

○生活保護法による介護機関の指定………

告

………………(福祉保健局生活福祉部保護課

Ŧī. pu

○警備員等の検定合格者審査の実施 ○警備員指導教育責任者講習の実施 (九件) <u>二</u>件

○都市計画の図書の縦覧 ○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新…… ………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…|モ

………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課 ) :: 元

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……(水道局)…|八 …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…二

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……(同)…|八

告 示 ○東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……

同

) <u>:</u> 元

東京都知事 小 池 百 合 子

# )東京都告示第百五十号

四条第四項においてその例によるものとされた場合を含 生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十 五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚 む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十 条第四項においてその例によるものとされた場合を含 三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四 び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 法」という。 生活保護法 )の規定に基づき、次のとおり告示する )第五十四条の二第 (昭和二十五年法律第百四十四号。 項 (中国残留邦人等 以 下

令和五年二月二十四日

せ。

(第17765号)

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1340553735	永井 由香	東京都清瀬市元町1-4-26-607	おとわ薬局	東京都文京区音羽1-14-8 ハイツ音羽 102号室	居宅療養管理指導	令和4年10月11
1340553735	永井 由香	東京都清瀬市元町1-4-26-607	おとわ薬局	東京都文京区音羽1-14-8 ハイツ音羽 102号室	介護予防居宅療養管理指導	令和5年1月1日
1343852050	有限会社ワイケイアール	東京都小金井市貫井南町5-6-10	内坪薬局	東京都府中市緑町2-17-8 カサアカシア 101号	居宅療養管理指導	令和4年12月1
1343852050	有限会社ワイケイアール	東京都小金井市貫井南町5-6-10	内坪薬局	東京都府中市緑町2-17-8 カサアカシア 101号	介護予防居宅療養管理指導	令和5年1月1日
1311171073	医療法人社団メドビュー	東京都大田区千鳥2-39-10	医療法人社団メドビュー 東京ち どり病院	東京都大田区千鳥2-39-10	通所リハビリテーション	令和4年10月1
1311171073	医療法人社団メドビュー	東京都大田区千鳥2-39-10	医療法人社団メドビュー 東京ち どり病院	東京都大田区千鳥2-39-10	介護予防通所リハビリテーション	令和4年10月1
1310814913	社会福祉法人あそか会	東京都江東区住吉1-18-15	社会福祉法人あそか会 あそか病 院	東京都江東区住吉1-18-1	通所リハビリテーション	令和4年10月1
1310814913	社会福祉法人あそか会	東京都江東区住吉1-18-15	社会福祉法人あそか会 あそか病 院	東京都江東区住吉1-18-1	介護予防通所リハビリテーション	令和4年10月1
1340955153	株式会社ティーズプランニング	東京都港区芝3-15-5 ジョイヴィレッジ 芝公園ビル2階	不動前グリーンファーマシー薬局	東京都品川区西五反田5-9-6 矢崎ビル1 階	居宅療養管理指導	令和5年1月1日
1340955153	株式会社ティーズプランニング	東京都港区芝3-15-5 ジョイヴィレッジ 芝公園ビル2階	不動前グリーンファーマシー薬局	東京都品川区西五反田5-9-6 矢崎ビル1 階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1
1300300066	小笠原村	東京都小笠原村父島字西町	小笠原村地域包括支援センター	東京都小笠原村父島字西町	介護予防支援	令和4年10月1

東京都

公 報

> $\equiv$ 変更の区間 変更の概要 同所二十三番五地内まで大島町元町字弐千坪山二十九番地先から 別図表示のとおり

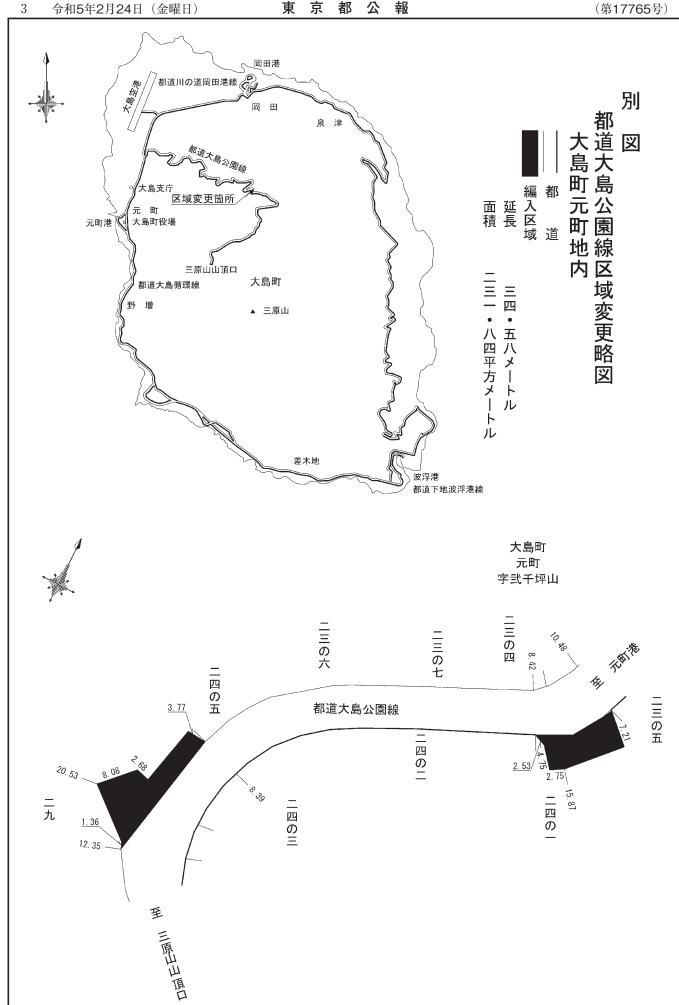
路線名 令和五年二月二十四日 大島公園 東京都知事 小 池

百合子

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する の規定により、都道の区域を次のように変更する。 その関係図面は、令和五年二月二十四日から起算して二 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一

●東京都告示第百五十一号

項



実技試験

午前8時30分から午前11時まで 令和5年5月27日(土曜日) <u>1</u>

学科試験

ر ت

検定申出の要領

## 告 示 公

# ◉東京都公安委員会告示第65号

という。)第7条の規定により次のとおり告示する。 規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」 に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定

令和5年2月24日(金曜日)

令和5年2月24日

## 東京都公安委員会

F 

検定の実施期日及び時間

## 徹

委員長

 $\widehat{\Xi}$ 

日)までの3日間

2

東京都内の住所地を管轄する警察署

3 申請書類

ယ

検定の実施種別

のをいう。) に係る規則第4条に規定する2級の検定

規則第1条第3号の警備業務(雑踏警備業務に係るも

検定予定人員

2

検定の実施場所

午前8時30分から午後4時30分まで

令和5年7月1日(土曜日)

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁鮫洲運転免許試

 $\angle$ 横の長さ2.4センチメートルの写真で、 氏名及び撮影年月日を記載したもの) 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、 その裏面に 2葉 正面、

国 各1通

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

検定申出の受付期間

確定する。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により

1

日)の2日間 令和5年4月10日(月曜日)及び同月11日(火曜

午前8時30分から午後4時30分まで

受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

2

申請手続

03 (3581) 8201

受付期間

令和5年4月19日(水曜日)から同月21日(金曜

午前8時30分から午後4時30分まで

ずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のい

管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

検定申請書 1通

Ţ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

> $\widehat{\mathcal{F}}$ 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する かの疎明する書面を要しない。 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれ 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

検定手数料 13,000円

問合せ先

~1

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312

# ◉東京都公安委員会告示第66号

規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」 という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。 に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定

令和5年2月24日

東京都公安委員会

委員長 E 

衡

検定の実施期日及び時間

 $\widehat{\Xi}$ 学科試験

午前8時30分から午前11時まで 令和5年5月27日(土曜日)

実技試験

2

令和5年7月1日(土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

品川区東大井一丁目12番5号 検定の実施場所

警視庁鮫洲運転免許試

 $\angle$ 

ω 検定の実施種別

るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検 規則第1条第4号の警備業務(交通誘導警備業務に係

4 45名 検定予定人員

検定申出の要領

Ω.

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと

日)の2日間 検定申出の受付期間 令和5年4月12日(水曜日)及び同月13日(木曜

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 (3581) 8201

申請手続

<u>1</u>

受付期間

令和5年4月19日 (水曜日)から同月21日 金曜

までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

ずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のい

5

Y 東京都内の住所地を管轄する警察署

警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

3 申請書類

上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、 , 厘五

氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に

審査の実施期日及び時間

令和5年5月27日(土曜日)

Ţ

0

審査の実施場所

午前8時30分から午後0時30分まで

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁鮫洲運転免許試

明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

T

かの疎明する書面を要しない。 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する

(<del>4</del>) 検定手数料 14,000円

問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

# ●東京都公安委員会告示第67号

国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

管轄する警察署

則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月24日

東京都公安委員会

委員長

E

海

定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、

第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判

検定申請書

前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

 $\omega$ 

審査の実施種別

4

規則附則第6条第1号の空港保安警備業務に係る1級

港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第 下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 の検定合格者審査 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

審査予定人員

2項に規定する1級に係るものに合格した者

21

申請申出の要領

6

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

確定する なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

 $\widehat{\Xi}$ 日)の2日間 申請申出の受付期間 令和5年4月17日(月曜日)及び同月18日

受付専用電話 午前8時30分から午後4時30分まで

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 (3581) 8201

=申請手続

受付期間 令和5年4月24日

(月曜日) から同月26日

割水)

日)までの3日間

受付場所 午前8時30分から午後4時30分まで

2

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 ×

東京都内の住所地を管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

管轄する警察署

- Ţ う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」 とい
- 3 申請書類

審査申請書 1通

氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、 その裏面に 1 葉

- 旧合格証の写し
- Н 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

国

少曜

 $\widehat{\mathcal{F}}$ 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

2

審査の実施場所

午前8時30分から午後0時30分まで

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁鮫洲運転免許試

を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか

4

審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

の検定合格者審査

- (4) 審査手数料
- $\infty$ 問合せ先

電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第68号

第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 則附則第9条の規定により次のとおり告示する 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

東京都公安委員会

令和5年2月24日

委員長 

徹

審査の実施期日及び時間

令和5年5月27日(土曜日)

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する 明らかとなる書面

ယ

審査の実施種別

規則附則第6条第2号の空港保安警備業務に係る2級

IJ 審查予定人員

格した者

2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合 港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第 下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する空 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

確定する。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

(1) 申請申出の受付期間

令和5年4月17日(月曜日)及び同月18日(火曜

日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

~1 申請手続 明らかとなる書面

=日)までの3日間 受付期間 令和5年4月24日

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 ×

- 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を 東京都内の住所地を管轄する警察署
- か う。)の交付を受けた東京都内の警察署 管轄する警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい
- 3 申請書類
- 審査申請書 1通
- 氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、 その裏面に 1 丼 正面、
- か 旧合格証の写し

Н

前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

- 国 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
- ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する

7

前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな

審査対象者

(4) 審査手数料

(月曜日)から同月26日 (水曜

問合せ先

相相 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

# ◉東京都公安委員会告示第69号

第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 則附則第9条の規定により次のとおり告示する 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

令和5年2月24日

東京都公安委員会

委員長 

強

審査の実施期日及び時間

午前8時30分から午後0時30分まで

令和5年5月27日(土曜日)

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

ယ 審査の実施種別

規則附則第6条第3号の施設警備業務に係る1級の検

定合格者審查

駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項 下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する常 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

区

審查予定人員

に規定する1級に係るものに合格した者

5

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこ

確定する なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

(1) 申請申出の受付期間

日)の2日間

令和5年4月17日(月曜日)及び同月18日

(火曜

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201

申請手続

 $\widehat{\Box}$ 受付期間

令和5年4月24日 (月曜日)から同月26日(水曜

日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、

東京都内の住所地を管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

## 管轄する警察署

- か 。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」 いっとい
- 3 申請書類
- 審査申請書
- 氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、 その裏面に 1 葉
- Ţ 旧合格証の写し
- Н 国 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
- 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住 2
- 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか 前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する ω
- (<del>4</del>) 審査手数料 4,700円
- $\infty$ 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

重開語 03 (3581) 4321 内線30312

# ●東京都公安委員会告示第70号

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号)

第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則

令和5年2月24日

東京都公安委員会

委員長 強

審査の実施期日及び時間

午前8時30分から午後0時30分まで 令和5年5月27日(土曜日)

審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

審査の実施種別

定合格者審査 規則附則第6条第4号の施設警備業務に係る2級の検

審査対象者

が始れ 駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格し 下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する常 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

審查予定人員

30名

6 申請申出の要領

> 申請に先立って、 申請申出を必ず行うこと

確定する なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

(1) 申請申出の受付期間

令和5年4月17日(月曜日)及び同月18日(火曜

日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

03 (3581) 8201 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

申請手続

~1

受付期間

令和5年4月24日 (月曜日)から同月26日 (水曜

日) までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次

- 東京都内の住所地を管轄する警察署
- 管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
- う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい

Ţ

- 3 申請書類
- 審査申請書 1通
- 上三分身、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、 無背景の縦の長さ3.0センチメー 、正面、

横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に

令和5年2月24日(金曜日) 東 京 都 公 報 (第17765号) 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則  $\infty$ 則附則第9条の規定により次のとおり告示する 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 ●東京都公安委員会告示第71号 定する審査 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 重語 問合せ先 Н 令和5年2月24日 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 審査手数料 4,700円 T 国 氏名及び撮影年月日を記載したもの) 旧合格証の写し 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか 03 (3581) 4321 内線30312 前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住 (以下「審査」という。)を実施するので、規 東京都公安委員会 委員長 F 1 葉 海 ယ 2 S <u>1</u> 確定する の検定合格者審査 2 30名 日)の2日間

뺼

# 審査の実施期日及び時間

令和5年5月27日(土曜日

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

審査の実施種別

規則附則第6条第5号の交通誘導警備業務に係る1級

審査対象者

通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する交 項に規定する1級に係るものに合格した者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

審查予定人員

申請申出の要領

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

申請申出の受付期間

令和5年4月17日 (月曜日) 及び同月18日 (火曜

午前8時30分から午後4時30分まで

受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

9

03 (3581)8201

申請手続

~1

<u>-</u> 受付期間

令和5年4月24日 (月曜日) から同月26日 | 小曜

日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、

警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

東京都内の住所地を管轄する警察署

か 管轄する警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」 とい

3 申請書類

う。)の交付を受けた東京都内の警察署

審査申請書 1通

上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、

氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に 1 葉

Ţ 旧合格証の写し

前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

 $\widehat{\mathcal{V}}$ 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 前(2)のア及びイに該当する者はいずれか

問合せ先 審査手数料 4,700円

重語 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

# ●東京都公安委員会告示第72号

警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号)

則附則第9条の規定により次のとおり告示する 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 戡

令和5年2月24日

東 京 都

公

報

## 東京都公安委員会

委員長 E 海

審査の実施期日及び時間

令和5年5月27日

(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

2

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

審査の実施種別

ယ

規則附則第6条第6号の交通誘導警備業務に係る2級

の検定合格者審査

## 4 審査対象者

通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 格した者 2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合 下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する交 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

審查予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

確定する なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

(1) 申請申出の受付期間

令和5年4月17日(月曜日)及び同月18日(火曜

P

日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201

- $\widehat{\Xi}$ 受付期間

令和5年4月24日 (月曜日) から同月26日 (水曜

までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、

×

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 東京都内の住所地を管轄する警察署

- 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
- う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」とい

Ţ

管轄する警察署

3 申請書類

審査申請書 1通

横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に 氏名及び撮影年月日を記載したもの) 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、 1 葉 、正面、

- Ţ 旧合格証の写し
- Н 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
- 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
- (イ) 前(2)のイに該当する者は、 を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか 警備員として属する
- 4 審査手数料
- $\infty$

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第 | 察

03 (3581) 4321 内線30312 令和5年5月27日(土曜日)

# ●東京都公安委員会告示第73号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規 則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月24日

## 東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

큐

審査の実施期日及び時間

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

2

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

,

3 審査の実施種別

規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備 業務に係る2級の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るも

審査予定人員

30名

申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により 確定する。

(1) 申請申出の受付期間

令和5年4月17日(月曜日)及び同月18日(火曜

日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

受付専用電話

2

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和5年4月24日(月曜日)から同月26日(水曜

日)までの3日間

午前 8 時30分から午後 4 時30分まで

受付場所

2

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

、警備員として属する東京都内の営業所の所在地を 管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

11

のに合格した者

写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312

# ◉東京都公安委員会告示第74号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規 則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月24日

東京都公安委員会

委員長 E 徹

뺼

審査の実施期日及び時間

令和5年5月27日 (土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

2

験場 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

審査の実施種別

ယ

級の検定合格者審査 規則附則第6条第9号の貴重品運搬警備業務に係る1

審査対象者

重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって、 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する貴 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定 回祭

東

京

5 審查予定人員

第2項に規定する1級に係るものに合格した者

30名

申請申出の要領

6

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

(1) 申請申出の受付期間

令和5年4月17日(月曜日)及び同月18日(火曜

日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201

申請手続

 $\widehat{\Xi}$ 受付期間

令和5年4月24日 (月曜日)から同月26日 (水曜

日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 ×

Y 東京都内の住所地を管轄する警察署

管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」 いいろ

Ţ

(3) 申請書類

審査申請書 1通

7 横の長さ2.4センチメートルの写真で、 氏名及び撮影年月日を記載したもの) 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、 その裏面に 正面、

ウ 旧合格証の写し

Н 国 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

 $\widehat{\mathcal{V}}$ 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住 2

明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか

を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな

(4) 審査手数料 4,700円

問合せ先

 $\infty$ 

電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

# ◉東京都公安委員会告示第75号

則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

令和5年2月24日

東京都公安委員会

委員長 E 強

審査の実施期日及び時間

令和5年5月27日(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

## ယ

## 審査の実施種別

級の検定合格者審査 規則附則第6条第10号の貴重品運搬警備業務に係る2

## 審査対象者

第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 合格した者 重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条 下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する貴

## ر ت

## 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

## (1) 申請申出の受付期間

令和5年4月17日 (月曜日) 及び同月18日 (火曜

## 日)の2日間

## 2 受付専用電話

## (3581) 8201

## <u>-</u>

# 午前8時30分から午後4時30分まで

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定 3 か

## 審查予定人員

## 30名

 $\widehat{\mathcal{V}}$ 

午前8時30分から午後4時30分まで

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

## 申請手続

## 受付期間

13

 $\overset{\square}{\cup}$ 

までの3日間

令和5年4月24日(月曜日)から同月26日(水曜

## 2

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 ×

- 東京都内の住所地を管轄する警察署
- 管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
- う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい
- 申請書類
- 審査申請書
- 氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、 1葉 正面、
- ţ, 旧合格証の写し

Н

- 国 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
- 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住 2
- (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか
- (<del>4</del>) 審査手数料

問合せ先

馬祖 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

# ◉東京都公安委員会告示第76号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」と

機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年 う。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教 国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとお 育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び

令和5年2月24日

## 東京都公安委員会

委員長 

強

講習の実施期間及び時間

までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。 令和5年5月10日(水曜日)から同月18日(木曜日)

午前9時から午後5時まで

## 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 般社団法人東京都警備業協会研修室 栗橋ビル

## ယ 講習に係る警備業務の区分

竔 発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業 務」という。) 法第2条第1項第1号で定める警備業務 興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の (事務所、住

## 講習予定人員

110名

受講申出の要領

## <u>1</u> 受講対象者 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算し

て3年以上である者

- 2 限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第 交付を受けている者 4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の 条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに 委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安
- 3 当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上 務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に 係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、 1号警備業務に従事しているもの 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業
- 等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同
- のに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格し 2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るも 則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第 等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員
- 定」という。)に合格した警備員であって、当該検 従事しているもの 定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に (1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと、

# (1) 受講申出の受付期日

令和5年4月4日 (火曜日) 及び同月5日 (水曜

日)の2日間

午前9時から午後5時まで

2 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

3

受講対象者の確定方法 03 (3837) 2160

Y 現に東京都内に居住する者

受講対象者のうち90名は、次に掲げる者を優先する

申込手続 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

1 受付期間 ~1

電話受付予約終了後から令和5年4月19日(水曜

 $\Box$ までの問

午前9時から午後5時まで

2 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号

般社団法人東京都警備業協会

3

警備員指導教育責任者講習受講申込書

前記5の受講対象者に該当することを疎明する次 各1通

7

事していたことを証明する警備業者が作成する書 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従

> 履歴書 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び

当することを誓約する書面を警備業務従事証明書 事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該 についてやむを得ない事情がある場合には、 に代えて提出すること 備業務従事証明書を提出することができないこと ただし、 警備業者が既に廃業しているなど、

- (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合 格証明書の写し
- 格証明書の写し及び警備業務従事証明書 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合

(T

当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務 事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該 についてやむを得ない事情がある場合には、当該 備業務従事証明書を提出することができないこと 従事証明書に代えて提出すること。 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、

- (二) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の 合格証の写し
- (オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の 合格証の写し及び警備業務従事証明書

に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備 業務従事証明書に代えて提出すること。 事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者 についてやむを得ない事情がある場合には、当該 備業務従事証明書を提出することができないこと ただし、警備業者が既に廃業しているなど、

ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに | | 該当することを疎明する次の書面 各1通 | (7) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明す | る住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居 | 地が明らかとなる書面 |

(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業 所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、い

## 受講料納入手続

ずれかの疎明する書面を要しない。

 $\infty$ 

 $\widehat{\Xi}$ 

受講料納入の受付期間 令和5年4月27日(木曜日)及び同月28日

令和5年4月27日(木曜日)及び同月28日(金曜日)の2日間 日)の2日間 受付場所 合東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会

ယ

(3) 受講手数料 47,000円

出くよう

問合せ先

9

一般社団法人東京都警備業協会
 電話 03 (5818) 6070
 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営募

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312

# ◉東京都公安委員会告示第77号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び

15

一機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年 国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2一条の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月24日

東京都公安委員会

2

委員長 山 口 微

Į,

講習の実施期間及び時間

令和5年5月30日(火曜日)から同年6月1日(木曜)

)までの3日間

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室

講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは 車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所 における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務を いう。以下「2号警備業務」という。)

講習予定人員

受講対象者

Ŋ

法第2条第1項に定める警備業務のうち、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の

交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する もの

- (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者
- ※ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検 定」という。)に合格した警備員であって、当該検 定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に 従事しているもの

~1

## 6 受講申出の要領

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により 受講申込みに先立って、 受講申出を必ず行うこ

(1) 受講申出の受付期日 日)の2日間 令和5年5月1日(月曜日)及び同月2日(火曜

午前9時から午後5時まで

受付専用電話

2

一般社団法人東京都警備業協会

受講対象者の確定方法 03 (3837) 2160

3

受講対象者のうち90名は、次に掲げる者を優先する。

現に東京都内に居住する者

申込手続 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

受付期間 電話受付予約終了後から令和5年5月17日

日) までの間

<u>-</u>

午前9時から午後5時まで

2 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 果橋バル

般社団法人東京都警備業協会

3

警備員指導教育責任者講習受講申込書

責任者講習修了証明書の写し 指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員 1通

> Ţ の書面 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次

履歴書 事していたことを証明する警備業者が作成する書 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び

Н

当することを誓約する書面を警備業務従事証明書 事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該 に代えて提出すること についてやむを得ない事情がある場合には、当該 備業務従事証明書を提出することができないこ ただし、警備業者が既に廃業しているなど、

地が明らかとなる書面

- (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合 格証明書の写し
- 事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該 についてやむを得ない事情がある場合には、当該 備業務従事証明書を提出することができないこと 格証明書の写し及び警備業務従事証明書 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警

H 合格証の写し 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の

当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務

従事証明書に代えて提出すること。

(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の 備業務従事証明書を提出することができないこ 合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、 嬱

> 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに 業務従事証明書に代えて提出すること。 事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者 についてやむを得ない事情がある場合には、 に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備 拠

該当することを疎明する次の書面 る住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明す 各1通

 $\widehat{\mathcal{Y}}$ 

(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業 ずれかの疎明する書面を要しない。 ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、い 所の所在地を疎明する営業所所属証明書

## 受講料納入手続

 $\infty$ 

<u>1</u>

受講料納入の受付期間

令和5年5月24日(水曜日)及び同月25日(木曜

日)の2日間

2 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号

一般社団法人東京都警備業協会

3 受講手数料

14,000円

問合せ先

<u>-</u> 一般社団法人東京都警備業協会 03 (5818) 6070

2 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一 03 (3581) 4321 内線30312 . 瘊

17	令和5年	2月24	日(金	曜日)		見	₹ :	京	都	公	報								(第	177	65号	1)
	三主たる事務所の所在地松井一秀文	二 代表者の氏名 特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク	一 名称	令和四年九月一日から令和九年八月三十一日まで	四 更新された認定の有効期間         室	港区虎ノ門三丁目十番四号 虎ノ門ガーデン二一四号   主たる事務所の所在地	海美 隆之	老	特定非営利活動法人がんサポートコミュニティー		東京都知事 小 池 百合子	令和五年二月二十四日	り、次のとおり公告する。	年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定によ	定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十	同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特	条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一	について	特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新	公告	
東京都市計画地 令和四年十月三日江戸川区告示第七百七	画東地区地区計東葛西九丁目	区計画 百五十三号 東京都市計画地 令和四年七月二十七日江戸川区告示第六	区地区計画层沼一丁目地	区計画 三号東京都市計画地 令和四年八月五日足立区告示第三百六十	地区地区計画舟渡四丁目南	区計画 三百九十一号 東京都市計画地 令和四年九月十四日東京都板橋区告示第	業	街地再開発事地区第一種市	品川駅北周辺	発事業 七長	一種;計型手制 计分束京都市計画第 令和四年十月十二日港区告示第二百八十	都市計画の種類 都市計画の決定の告示	東京都知事 小 池 百合子	令和五年二月二十四日	ったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。	の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があ	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項	都市計画の図書の縦覧について		令和四年十月十六日から令和九年十月十五日まで	四 更新された認定の有効期間	二〇四号室
代表取締役 西野入 茂		国左方西二丁目三十番三、司国左方西二丁目三十番三、司馬列の名称	ST.	東京都多摩建築指導事務所長令和五年二月二十四日	完了した。		開発行為に関する工事の完了について		側)計画調(東京都庁第二本庁舎十二階)	#国根 (夏) 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18		1周辺也乏也 ポーツセンタ	魅力創造核ス	地区計画 二百六十六号		地区計画丁目周辺地区		国領町八丁目	<ul><li>区計画</li><li>区計画</li><li>一〇十四年七月七日調布市告示第二百十号</li><li>四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十</li></ul>	地区地区計画	西八丁目	区計画十六号

(第17765号)		東京	都公	報	令和5年2月24日(金曜日) 18
□○五三 Sens 木下 陽子 埼玉県所沢 令和五年 三	定番号 商号 代表者 住 所令和五年二月二十四日	次のとおり指定した。第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第十六条の二	東京都指定給水装置工事事業者の指定について番三十五	番三十一、同番三十二及び同 代表取締役 山野井 優間番二十一、同番二十五、同 株式会社山一建設七番三、同番五、同番二十、 一号 ・	東大和市芋窪六丁目千七十九 西東京市東伏見三丁目六番 (第二工区) タクトホーム株式会社 (第二工区)
五六七一 有限会社 谷口 二三 板橋区大和 同年十二八六四八 株式会社 山口 滿 北区滝野川 同年十二 日十二 有限会社 谷口 二三 板橋区大和 同年十二 谷郷設備 夫 町十六番五 月二十二 イスケイ 市高畑一丁 八月二十 エスケイ 市高畑一丁 八月二十 エスケイ コニー 大の二号 日	有賀   勝則   世田谷区赤   サニ番十四   1 世田谷区赤   1 世田谷田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	指定番号 商号 代表者 住 所 月日 東京都水道局長 古 谷 ひろみ	令和五年二月二十四日のとおり事業の廃止の届出があった。七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次	水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第二十五条のついて東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に	□
八 六 九 〇	八 〇 九 〇 九 〇	八六〇二	八二〇二	八 二 三 二	八 八 八 〇 六 四 一 四 五 七 七 四
<ul><li>光株 イベタ限</li><li>会社 ラ社</li></ul>	芳賀建社       吉田設会社	電水興業	会コポレーシ 株式	中島設備	テア 社業ヒッル 株ラッカフ 式タ 設会クフ 式 備社
飯 松 沼 本	芳 吉賀 田	栗本	岡 部	中島	安 秋 川 部 元 村
富 憲 郎 彦	隆 喜 浩 重	昂俊	昭人	崇	幸 陽 代 子 淳
市埼玉 男 日 一 田	大島町元町 神奈川県 市深谷中 大島町元町	七号一〇三 六丁目九番 大田区池上	番二十三号 杉並区上井	七号 市大和田五 市大和田五	地百磯模神 番丁北 番丁市千葉 十九市 五目区 地目の サカボ カー十四市県 サール エチョ エチョ カー エー
同 同 日 日	同 一	<b>司</b> 日	同日	一 同 日 月 二十	七同 六同 五同 日月 日月 十 十 十

Q	令和5年2月24日	(全限日)	
9	71413447124日	(金唯日)	

東	京	袑	公	報

(姓1776

	(金曜日)	東	京都	公 報		(第17765号)
八 一 八 二 二	八 〇 二 〇	七八三四	四六〇四	八四三一	八 四 二 九	八 七 四 五 五 八 九 〇
イ株 工田有 チ式 業 設 ボ会 設 ウ社 備社	ンジィフ 株 グニアエン アエンテ リンテ社	興 農 業 水 道	尾藤設備	技 建 工 房 社	ダ株 社 女 大 大 会 ツ 社	ア積 スア株 シ水 ド式 スア バ会 テク ン社
古中	三村	鹿嶋	尾藤	寺田	鈴 木	西 村 上
庸 繁雄 雄	昭二	賢治	日龍	隆宏	勇	幸章   雄
二十九番 一十九番 一十九番 一十九番 一十九番 一十九番 一十九 一十五	三 崎 八 子 耳 東 区 ゲ 男 目 区 佐 ア エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ	番十一号	二番四十二 井戸二丁目 二番四十二	地 尾上百八番 千葉県印旛	十番三十号 工三丁目四瑞 四瑞	北阪 地 千区土 堺 号二番三大大 百塔 男
三同 同日 十十	同 日	日同月二十	日同月十八	日 同月十七	日 同月十六	同 日 月 十 日
	永田 章 山梨県甲府 市千塚五丁 目十番二号	ウダガワ 市妙典三丁 十二月三八七三六 株式会社 宇田川勝彦 千葉県市川 令和四年指定番号 商号 代表者 住 所 月日	東京都水道局長 古 谷 ひろみ令和五年二月二十四日	のとおり事業の休止の届出があった。 七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次出の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次	ついて東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に	大三六八 木村工務 木村フミ子 墨田区錦糸 同日 八三六八 木村工務 木村フミ子 墨田区錦糸 同日 八三六八 木村工務 木村フミ子 墨田区錦糸 同日 一日 一十番 一市大字安行 一日 藤八三百三

-	(第17765号)	東	京	都	公	報	令和5年2月24日	(金曜日)	20
発 電話   ○三(五三二二)   一一一 (代)   解   解   東京都新宿区西新宿二丁目八番一号   番									
老京都									
新									
三二 四新京									
- 9									
一 目									
一番									
一号都									
郵便番号 163-8001									
定 価									
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一									
一箇 号   月									
郎									
トカー									
含〇二									
<u> </u>									
電 東 勝									
活業									
○ 文 一									
八百世									
こ 丁 株									
(郎送料を含む。)印「電話(〇三(三八一二)五二〇一(代)(郎1月) 六、六〇〇円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 (優-0001)									
号社									
郵便番号 13-0001									
「FSC									
FSC = 9 2 7 #E FSC* C006270									